

相続で苦勞・後悔

したくない！・・・という方へ

参加無料セミナー
(要予約)

知らないと損？これだけは知っておきたい！

続【改正相続法】

8つの改正点を理解し、相続対策を考える



相続編 vol.5



◎改正法の実際の利用は、これから(今年7月施行)

◎今一度、改正相続法のポイントをおさらい！

個人の預貯金がすぐに下ろせる。

遺留分の不足は金銭で支払える。

義父母の介護が報われる。・・・など。

【解説：現役弁護士】



日時

令和元年8月29日(木) 午後2時～午後3時

場所

ララカフェ (当事務所より鹿沼街道を西へ約1km、明保通り沿い。

宇都宮市下荒針町 3473-23 ②あり。)

お持ち頂くもの

必要ありません。手ぶらでお気軽にご来場下さい。
筆記用具と資料、お飲み物をご用意致します。

参加予約電話

028-647-3521

平日午前9時～午後5時

※お電話は当事務所営業時間内にお願い致します。

主催：弁護士法人高木光春法律事務所



(宇都宮市鶴田 3-1-1) <http://www.takagi-law.or.jp/>